平成29年4月18日 第11881号

, n	催	○ 都市計画の案の作成に関する公聴会の開	〇 土地改良区役員の就任届	申請	○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の	【公告】	○ 岡山県立森林公園の開園日	〇 救急病院の指定	(県例規集登載)	用の額の基準の一部改正	ち本人及びその扶養義務者から徴収する費	○ 医療に係る療育の給付に要する費用のう	【告示】	(県例規集登載)	○ 岡山県災害対策本部規程の一部改正	【合同訓令】	(県例規集登載)	則	○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規	【規則】		目次		I リ	一场山
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		都市計画課	耕地課		県民生活交通課		林政課	医療推進課				医薬安全課			危機管理課				税務課			担当課(室)		[	山県
																(県例規集登載)	定の一部改正	○ 不在者投票を行うことができる施設の指	【選挙管理委員会】	O n		\(\circ\)	· "	) "	目次
																		選挙管理委員会		"	"	"	II.	IJ	担当課(室)

# ◎岡山県規則第三十二号

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年四月十八日

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県知事

伊原木

隆

太

岡山県事務処理規則(昭和四十四年岡山県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三税務課の部10の項2を次のように改める。

おいて準用する国犯法第7条第3項) 差押物件又は領置物件の公売及びその代金の供託(地方税法に 0

の執行命令(地方税法において準用する国犯法第12条第1項ただ

急速を要する場合における管轄区域外での質問、検査等の職務

0

別表第三税務課の部10の項中3を4とし、2の次に次のように加える。

別表第三税務課の部10の項に次のように加える。

6	υ
6 検税吏員の指定(岡山県税条例施行規則(昭和29年岡山県規則 第63号)第4条の2)	通告処分の決定(地方税法において準用する国犯法第14条第1)
	0
	:
0	

附則

この規則は、公布の日から施行する。



岡 Щ Щ 県 企 業 訓 令 令

岡山県公営企業管理者 Щ Щ 県警察本部長 Ш 事 教 佐 伊 育 原 藤 木 委 正 隆 実 슾 雄 太

畄

岡

庁 企 出 中 察 先 業 本 機

岡山県教育委員会訓令第一号

山

警察訓令

畄 畄

山

県

企 県

業 訓

訓

山

令

庁 局 関 般

_
_

津波及び高潮に対する」に、「被害建築物」を「被災建築物」に、 この訓令は、 会計班 内部事務班 子ども家庭班 公布の日から施行する。 1 2 1 2 1 に限る。)の被害状況の取りまとめに関すること。 童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター 災害見舞金の受領及び保管に関すること。 災害に係る国費及び県費の出納に関すること。 児童対策の総合調整に関すること。 他班の応援 婦人保護施設及び児童福祉施設(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児 会計班 2 災害に係る国費及び県費の出納に関すること。 災害見舞金の受領保管に関すること。 に、「見分及び検視」を「検視、身元の確認等」に改める。 「、技術指導」を「及び技術指導」に、「津波、高潮等」を「雨水出水、

を

の被害状況の取りまとめに関すること。

# ◎岡山県告示第二百五十二号

医療に係る療育の給付に要する費用のうち本人及びその扶養義務者から徴収する費用 (平成二十五年岡山県告示第百十九号) の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月十八日

山県知事 伊原木 隆 大

法律第15号)附則第76条第1項, 附則第59条第1項及び第60条第1項並びに所得税法等の一部を改正する法律 則第12条」や「附則第12条, 条の19の4第1項及び第3項並びに」や「第41条の19の4第1項及び第3項,」以、 「第5条の4の2第5項」 「第2項及び第6項」 所得税法等の一部を改正する法律 項及び第2項, 第6項及び第24項」 ಲ、 (平成25年法律第5号) に改める。

### 阿

この告示は、公布の日から施行する。

# ◎岡山県告示第二百五十三号

次の病院は、 救急病院等を定める省令 (昭和三十九年厚生省令第八号)第一条に規定

する救急病院である。

平成二十九年四月十八日

太

病院の名称及び所在地

所在地 岡山市北区伊島北町六ー三

有効期限

平成三十二年四月三十日

この告示は、平成二十九年五月一日から施行する。

◎岡山県告示第二百五十四号

岡山県立森林公園条例施行規則 (昭和五十年岡山県規則第四十六号)第三条第一項の

岡山県立森林公園の平成二十九年の開園日を同年四月二十五日とする。

27. 十九年四月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

二四〕特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定によ

次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年四月十八日

尚山県知事 伊 原 木 隆

太

申請のあった年月日

平成二十九年四月十日

一 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人いった

三 代表者の氏名

宇野 泰引

四 主たる事務所の所在地

**倉敷市寿町七番六号** 

定款に記載された目的

五.

乳幼児、 児童、 身体障害者、 知的障害者、 高齢者すべ て 0 人 々が共に

健やかに暮らせる為に支援事業を行い社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項

[一二五] 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定によ 土地改良区役員の就任の届出があった。

平成二十九年四月十八日

岡山県知事

伊 原 木

太

土地改良区の名称

里山田土地改良区

就任役員 就任役員

池 田 氏

住

事の別 理事監

所

小田郡矢掛町里山田一七七四-

とおり都市計画 都市 計画法  $\mathcal{O}$ 案の 作成に (昭 和 0 兀 11 十三年法律第百号) 第十六条第 て、 公聴会を開催する。 項の 規定により、 次

平成二十九年四月十八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

### 1

平成二十九年六月一日午前十時三十分から

### -| | | | |

都窪郡早島町前潟三六〇番地一 早島町役場二階第一会議

# 三 意見書の提出

1 土木部都市局都市計画課又は早島 五月八日から同月二十二日までの 公聴会にお V て意見を述べようとする者は、 町建設農林課)。 期間内に知事に提出すること 意見 (別紙様式) (提出先は を平成二十九 Ш

とができる者の数又は時間をあら ることができる。 意見書を提出した者は、 ただし、 公聴会に出 意見書を提出 かじ 8 制限することが した者が多数の場合 提 出 した意見書の ある。 内容に は 意見を述べ ょ り 意見

# 四 都市計画の案の概要

「まで、 ()次 山県南広域都市計画区域 山県土木部都市局都市計画 は省略し、  $\mathcal{O}$ その関係図書を平成二十九年五月 区域区分の変更。 は課及び 早島町建設農林課 なお、 細 は、 八日 次 お  $\mathcal{O}$ から お 同 月二十二

# 五 公聴会の中止

報に登載するとと 三による意見書 ージ (http://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/)  $\mathcal{O}$ 提出 がな か 日 0 た場合  $\mathcal{O}$ 七 日 は、 前までに、 公聴会を中止する。 山県土木部都市 におい その ても公表する。 局 都市 は、 尚 Ш

# 六 問い合わせ先

山県土木部都市局 t 兀 九 都市 又は早島 課計 :画班 ( 岡 山 市北区内山 (都窪 早 下二丁目 ·島 潟三六〇番地 四番六号 電話  $\bigcirc$ 

電話〇八六-四八二-〇六一四

別紙様式

咅	Ħ	#
思	牙,	書

平成29年4月18日付けの岡山県公報で公告された岡山県南広域都市計画区域の区域区分の変更に関する都市計画の案に対し、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所

(電話)

氏 名

意見の要旨及び理由 (別紙)

- (注)「意見の要旨及び理由」の記載要領
  - 1 800字程度にまとめること。
  - 2 楷書で明瞭に記載すること。

とおり都市計画 (一二七) 計画法 案の 作成に (昭 和 0 兀 11 十三年法律第百号) 第十六条第 て、 公聴会を開催する。 項の 規定により、 次

平成二十九年四月十八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

### - 閉係其 :

平成二十九年六月一日午後二時三十分から

## 二 開催場所

玉野市宇野一丁目二七番一号 玉野市役所三階大会議

# 三 意見書の提出

1 土木部都市局都市計画課又は玉野市建設部都市計画課)。 五月八日から同月二十二日ま 公聴会にお V て意見を述べ での ようとする者は、 期間 内に知事に提出す 意見 (別紙様式) ること (提出先は を平成二十 九 山

とができる者の数又は時 ることができる。 意見書を提出した者は、 ただし 間をあら 公聴会に出 意見書を提出 かじ 8 制限することが た者が多数の場合 提出した意見書の ある。 内容に は 意見を述べ ょ り 意見

# 四都市計画の案の概要

供する。) r まで、 山県南広域都市計画区域 1.山県土木部都市局都市計 は省略、  $\mathcal{O}$ その関係図書を平 区域区分の変更。 画課及び 玉野 成二十九年五月 な 市建設部 お、 都市 は、 八日 次 0 とお か お 同 V

# 五 公聴会の中止

報に登載するとと 三による意見書 ージ (http://www.pref.  $\mathcal{O}$ 提出 がな okayama.jp/soshiki/67/) 日 0 た場合  $\mathcal{O}$ 七 日 は、 前までに、 公聴会を中止 山県土木部都市 におい する。 ても その 公表する。 局 は、 山

# 六 問い合わせ先

山県土木部都市局 二二六一 〇八六三一 七 兀 九 都市 又は 五五三八 玉野 課計 :画班 市建設部 (岡 都市 山 市北区内山 (玉野市 下二丁目 宇野 兀 |番六号 丁目二七番 電話

別紙様式

咅	Ħ	#
思	牙,	書

平成29年4月18日付けの岡山県公報で公告された岡山県南広域都市計画区域の区域区分の変更に関する都市計画の案に対し、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所

(電話)

氏 名

意見の要旨及び理由 (別紙)

- (注)「意見の要旨及び理由」の記載要領
  - 1 800字程度にまとめること。
  - 2 楷書で明瞭に記載すること。

とおり都市計画 計画法 案の 作成に (昭 和 0 兀 11 十三年法律第百号) 第十六条第 て、 公聴会を開催する。 項の 規定により、 次

平成二十九年四月十八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

平成二十九年六月二日午前十時三十分から

## | 操作場所

倉敷市白楽町四二四番地 倉敷雨水貯留センター四階会議

# 三 意見書の提出

土木部都市局都市計画課又は倉敷市建設局都市計画部都市計 五月八日から同 公聴会にお V 月二十二日ま て意見を述べようとする者 らでの 期間 内に知事に提出すること(提出先は は、 意見 (別紙様式) を平成二十九

とができる者の数又は時 ることができる。 意見書を提出した者は、 ただし 間をあら 公聴会に出 意見書を提出 かじ 8 制限することが 提出 た者が多数の場合 た意見書の は より 意見

# 四都市計画の案の概要

山県南広 域都市計 画区 域  $\mathcal{O}$ 区域区分及び )臨港 地 区 0 変更。 な お、 細 は、 次  $\mathcal{O}$ 

おりとする。

て縦覧に供する。) ()次 のとおり」 岡山県土木部 は省略 都市局都市計 その 関係図書を平成二十九年五 画課及び 倉敷市建設局 都市 月 都市計 か 同

# 五 公聴会の中止

三による意見書 登載するととも ージ (http://www.pref.  $\mathcal{O}$ がな okayama.jp/soshiki/67/) 日 0 た場合 七 日 前までに、 公聴会を中止する。 山県土木部都市局 にお V その ても公表する。 は、 山

# 六 問い合わせ先

山県土木部都 兀 市局 九二 都市 四二六一 又は倉敷市建設局都市 課計 (岡 山 市北区内山 市 下二丁目 四番六号 電話

別紙様式 (その1)

音	Ħ	聿
思	ът',	吉

平成29年4月18日付けの岡山県公報で公告された岡山県南広域都市計画区域の区域区分の変更に関する都市計画の案に対し、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所

(電話)

氏 名

意見の要旨及び理由 (別紙)

- (注)「意見の要旨及び理由」の記載要領
  - 1 800字程度にまとめること。
  - 2 楷書で明瞭に記載すること。

(その2)

77.	$\Box$	-
恵	异.	書

平成29年4月18日付けの岡山県公報で公告された岡山県南広域都市計画区域 の臨港地区の変更に関する都市計画の案に対し、次のとおり意見を述べたいの で申し出ます。

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所

(電話)

氏 名

意見の要旨及び理由 (別紙)

- (注)「意見の要旨及び理由」の記載要領
  - 1 800字程度にまとめること。
  - 2 楷書で明瞭に記載すること。

とおり 都市計画 計画法 案の 作成に (昭 和 0 兀 11 十三年法律第百号) 第十六条第 て、 公聴会を開催する。 項の 規定により、 次

平成二十九年四月十八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

平成二十九年六月二日午後二時三十分から

### --信 村 万

口市鴨方町六条院中三〇五  $\bigcirc$ 浅 П 市 役所三階第一 会議

# 三 意見書の提出

土木部都市局都市計画課又は浅 五月八日から同月二十二日ま 公聴会にお V て意見を述べようとする者 らでの 市産業建設部まちづくり 期間内に知事に提出すること は、 意見 (別 (紙様式) (提出先は を平成二十九 Ш

とができる者の数又は時 ることができる。 意見書を提出した者は、 ただし 間をあら 公聴会に出 意見書を提出 かじ  $\otimes$ 制限することが た者が多数の場合 提出した意見書の ある。 内容に は より 意見

# 四 都市計画の案の概要

縦覧に供する。) 「まで、 ()次 山県南広域都市計画区域 岡山県土木部都市局都市計 は省略  $\mathcal{O}$ その関係図書を平 区域区分の変更。 画課及び 浅 口 成二十九年五月 な 市産業建 お、 設部まちづ は、 八日 次 0 か お 同 月二十二 お

# 五 公聴会の中止

報に登載するとと 三による意見書 ージ (http://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/)  $\mathcal{O}$ 提出 がな 日 0 た場合  $\mathcal{O}$ 七 日 は、 前までに、 公聴会を中止する。 山県 におい 土木部都市 ても その 公表する。 局 は、 山

# 六 問い合わせ先

山県土木部都市局 - 二二六 — 五. 七四九二) 電話 都市 又 は 浅 口市産 :画班 業建設部まち 九 Ш 市北区 П 四番六号 市 鴨方 電話

別紙様式

咅	Ħ	#
思	牙,	書

平成29年4月18日付けの岡山県公報で公告された岡山県南広域都市計画区域の区域区分の変更に関する都市計画の案に対し、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所

(電話)

氏 名

意見の要旨及び理由 (別紙)

- (注)「意見の要旨及び理由」の記載要領
  - 1 800字程度にまとめること。
  - 2 楷書で明瞭に記載すること。

とおり都市計画 計画法 案の 作成に (昭 和 0 兀 11 十三年法律第百号) 第十六条第 て、 公聴会を開催する。 項の 規定により、 次

平成二十九年四月十八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一月代其

平成二十九年六月五日午前十時三十分から

### 二 異催場形

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議

# 三 意見書の提出

土木部都市局都市計画課又は岡 五月八日から同月二十二日ま 公聴会におい て意見を述べようとする者 での 期間 市都市整備局都市計画課)。 内に知事に提出すること (別紙様式) (提出先は を平成二十九 山

とができる者の数又は時 ることができる。 意見書を提出した者は、 ただし、 間をあら 公聴会に出 意見書を提出 かじ  $\otimes$ 制限することが 提 出 た者が多数の場合 た意見書の ある。 内容に は より 意見

# 四 都市計画の案の概要

覧に供する。) 「まで、 ()次 山県南広域都市計画区域 岡山 県土木部都市局都市計 は省略、  $\mathcal{O}$ その関係図書を平 区域区分の変更。 画課及び 岡 成二十九年五月 な 市都市整備局 お、 細は、 八日 次 0 お 同 月二十二 お

# 五 公聴会の中止

三による意見書 登載するとと ージ (http://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/)  $\mathcal{O}$ 提出 がな 日 0 た場合  $\mathcal{O}$ 七 日 は、 前までに、 公聴会を中止する。 山県土木部都市 にお V ても その 公表する。 局 は、 Ш

# 六 問い合わせ先

山県土木部都市局 電話〇 七四九二) 八六 都市 又は 尚 一三七二 山 画 市都市整 (岡 備局 Ш 市北区内山 都市 下二丁目四番六号 (岡 市北 区大供一

別紙様式

咅	Ħ	#
思	牙,	書

平成29年4月18日付けの岡山県公報で公告された岡山県南広域都市計画区域の区域区分の変更に関する都市計画の案に対し、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所

(電話)

氏 名

意見の要旨及び理由 (別紙)

- (注)「意見の要旨及び理由」の記載要領
  - 1 800字程度にまとめること。
  - 2 楷書で明瞭に記載すること。

とおり都市計画 計画法 案の 作成に (昭 和 0 兀 11 十三年法律第百号) 第十六条第 て、 公聴会を開催する。 項の 規定により、 次

平成二十九年四月十八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

平成二十九年六月五日午後二時三十分から

## 二 開催場別

赤磐市下市三四四番地。赤磐市役所二階第一会議室

# 三 意見書の提出

土木部都市局都市計画課又は赤磐市建設事業部都市計画課)。 五月八日から同月二十二日ま 公聴会にお V て意見を述べようとする者 らでの 期間 内に知事に提出すること 意見 (別紙様式) (提出先は を平成二十 九 山

とができる者の数又は時間をあら ることができる。 意見書を提出した者は、 ただし、 公聴会に出 意見書を提出 かじ 8 制限することが た者が多数の場合 提出した意見書の ある。 内容に は より 意見

# 四 都市計画の案の概要

覧に供する。) 「まで、 ()次 山県南広域都市計画区域 岡山 県土木部都市局都市計 は省略、  $\mathcal{O}$ その関係図書を平 区域区分の変更。 画課及び赤磐市建設事業部都市計 成二十九年五月 な お、 細は、 八日 次 0 お 同 月二十二 おい

# 五 公聴会の中止

報に登載するとと 三による意見書 ージ (http://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/)  $\mathcal{O}$ 提出 がな 日 0 た場合  $\mathcal{O}$ 七 日 は、 前までに、 公聴会を中止する。 山県土木部都市 にお V ても その 公表する。 局 は、 Ш

# 六 問い合わせ先

山県土木部都市局 八六 九五五五 七四九二) 都市 又は赤磐市建設事業部 :画班 ( 岡 山 市北区内山 都市 画 下二丁目四番六号 (赤磐市 市三四四番地 電話

別紙様式

咅	Ħ	#
思	牙,	書

平成29年4月18日付けの岡山県公報で公告された岡山県南広域都市計画区域の区域区分の変更に関する都市計画の案に対し、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所

(電話)

氏 名

意見の要旨及び理由 (別紙)

- (注)「意見の要旨及び理由」の記載要領
  - 1 800字程度にまとめること。
  - 2 楷書で明瞭に記載すること。

とおり都市計画 計画法 案の 作成に (昭 和 0 兀 11 十三年法律第百号) 第十六条第 て、 公聴会を開催する。 項の 規定により、 次

平成二十九年四月十八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一開催期日

平成二十九年六月六日午後二時三十分から

## 二 開催場別

総社市中央一 総社 市 所西庁舎三階三〇 )一会議室

(西)

# 三 意見書の提出

1 土木部都市局都市計画課又は総社 五月八日から同月二十二日ま 公聴会にお て意見を述べようとする者は、 での 市建設部都市計画課)。 期間内に知事に提出す 意見 (別 ること (紙様式) (提出先は を平成二十九 Ш

とができる者の数又は時 ることができる。 意見書を提出した者は、 ただし 間をあら 公聴会に出 意見書を提出 かじ  $\otimes$ 制限することが た者が多数の場合 提出した意見書の ある。 内容に は り 意見

# 四 都市計画の案の概要

供する。) r まで、 山県南広域都市計画区域 1山県土木部都市局都市計 は省略、  $\mathcal{O}$ その関係図書を平 区域区分の変更。 画課及び総社市建設部 成二十九年五月 な お、 都市 は、 八日 次 0 とお か お 同 V

# 五 公聴会の中止

報に登載するとと 三による意見書 (http://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/)  $\mathcal{O}$ 提出 がな 日 0 た場合  $\mathcal{O}$ 七 日 は、 前までに、 公聴会を中止する。 山県土木部都市 におい その ても公表する。 局 は、 Ш

# 六 問い合わせ先

山県土木部都市局 八六六 -七四九 九二一 都市 又は 総社 市建 :画班 設部 ( 岡 都市計 山 市北区内山 (総社市 下二丁目 央一 四番六号 丁目 電話

別紙様式

咅	Ħ	#
思	牙,	書

平成29年4月18日付けの岡山県公報で公告された岡山県南広域都市計画区域の区域区分の変更に関する都市計画の案に対し、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所

(電話)

氏 名

意見の要旨及び理由 (別紙)

- (注)「意見の要旨及び理由」の記載要領
  - 1 800字程度にまとめること。
  - 2 楷書で明瞭に記載すること。

# ◎岡山県選管告示第二十二号

平成二年岡山県選管告示第八十一号(不在者投票を行うことができる施設の指定)

部を次のように改正し、平成二十九年四月三日から適用する。

平成二十九年四月十八日

表老人ホ

ムの項中

岡山県選挙管理委員会

見長 藤 原 健 4

_						
	やすらぎ荘 美作特別養護老人ホーム	養護老人ホーム百楽苑	- やすらぎ荘 - 美作特別養護老人ホーム	園    特別養護老人ホーム十字	真庭市養護老人ホームさ	園
	美作市古町一七〇七-三	二 真庭市草加部一七二〇—	美作市古町一七〇七-三	真庭市下河内二二七五	真庭市目木一七一〇	真庭市下河内二二七五
_	に む え る	2 2 3 5	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ات ات	ž	?